

瀬戸市福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第34号

瀬戸市福祉保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉保健センター条例施行規則（平成5年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(事業)</p> <p>第2条 瀬戸市福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。）の事業は、次のとおりとする。</p>		<p>(事業)</p> <p>第2条 瀬戸市福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。）の事業は、次のとおりとする。</p>	
区分	事業	区分	事業
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<u>地域包括支援センター</u>	<u>介護予防対象者の選定並びに介護予防サービスのケアプランの策定及び評価に関すること。</u> <u>総合相談支援に関すること。</u> <u>成年後見制度の活用促進その他の権利擁護に関すること。</u> <u>包括的継続的ケアマネジメント支援に関すること。</u>	<u>在宅介護支援センター</u>	<u>在宅介護に関する各種相談及び助言に関すること。</u> <u>保健福祉サービスの適用の調整に関すること。</u> <u>福祉用具の展示及び使用方法の指導に関すること。</u> <u>保健福祉サービスの周知及び啓発に関すること。</u>

	<省略>		<省略>
--	------	--	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。